

計画の策定等に関する条項について

策定に関する条項について

- 計画等の策定に関する規定の令和2年12月末時点の条項数

全体：505条項[※]（義務：202条項 努力：87条項 できる：217条項）

※ 1つの条項において計画の策定を義務付けるとともに別の計画の策定を「できる」とする場合があるため、「全体」と「義務／努力／できる」の内訳の合計は一致しない。

- 策定を義務付ける規定については、平成24年まで減少したものの、新たな規定の創設により、その後は微増傾向が続いている。一方、努力義務規定、「できる」規定については増加傾向が続いている

➤ 計画等の策定を義務付ける規定については、地方分権改革推進委員会による第3次勧告（平成21年10月7日）を受けた第1次一括法（平成23年5月公布）及び第2次一括法（平成23年8月公布）の成立等により、特に平成22年から平成23年にかけて大きく減少している。

- 法令上又は運用上、財政支援等の要件とされている計画等の策定に関する規定についても増加傾向が続いており、令和2年12月末時点において、「できる」規定のうち約4分の3の規定、努力義務規定のうち約3割の規定がこれに該当する
- 分野別にみると、特に、環境、農業、厚生といった分野で、策定を義務付けける規定が多く見られる
- 複数の地方公共団体が共同して計画等を策定すること（いわゆる「共同策定」）が法令やガイドライン等により明示的に可能とされている規定は全体の約16%に当たる
79条項

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(1/6)

＜策定に関する条項数の推移(全体)＞

※各年の12月末時点の条項数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
できる	78	81	83	91	133	147	163	180	185	190	197	204	214	217
全体	323	331	340	345	354	364	388	415	425	446	457	474	495	505

このうち、共同策定が法令等により明示的に可能とされている条項は79条項

＜策定に関する条項数の推移(都道府県)＞

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	182	185	188	185	146	139	140	142	144	149	150	153	153	157
努力義務	13	15	17	18	31	34	38	45	46	51	52	55	60	61
できる	54	56	58	63	96	107	118	127	129	132	136	140	141	143
全体	249	256	263	266	273	280	296	314	319	332	338	348	354	361

＜策定に関する条項数の推移(市町村)＞

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	108	111	112	111	92	92	95	97	98	101	104	106	110	112
努力義務	13	15	17	18	24	25	28	29	32	37	39	43	48	50
できる	40	42	42	45	67	72	84	94	99	103	109	115	124	125
全体	161	168	171	174	183	189	207	220	229	241	251	263	281	286

※ 例えば、事業を実施するか否かは地方公共団体に裁量があるが、事業を実施する場合には計画等を策定しなければならぬという規定については「義務」と整理。

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(2/6)

＜策定に関する条項数の推移(全体)・変動要因分析＞

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
(変動) 新設	-	3	3	1	2	4	3	4	2	7	3	7	4	5
廃止	-	0	0	0	▲5	▲8	0	0	0	0	0	▲2	▲1	0
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	▲12	▲1	0	▲2	0	0	0	0	0	0
できる規定化	-	0	0	▲5	▲34	▲3	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
(変動) 新設	-	2	4	1	4	3	5	6	4	9	2	4	8	1
廃止	-	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	12	1	0	2	0	0	0	1	0	1
できる規定化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
できる規定	78	81	83	91	133	147	163	180	185	190	197	204	214	217
(変動) 新設	-	4	2	3	9	11	16	18	6	5	10	9	10	8
廃止	-	▲1	0	0	▲1	0	0	▲1	▲1	0	▲3	▲1	0	▲4
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1
できる規定化	-	0	0	5	34	3	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	323	331	340	345	354	364	388	415	425	446	457	474	495	505

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(3/6)

策定に関する条項数の推移 (全体)

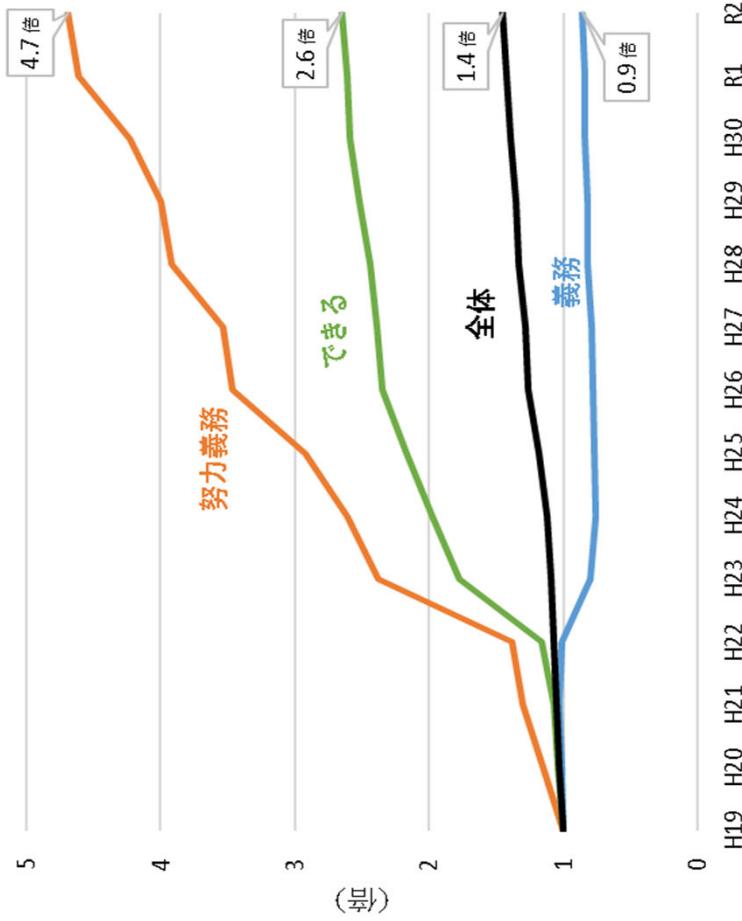


計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(4/6)

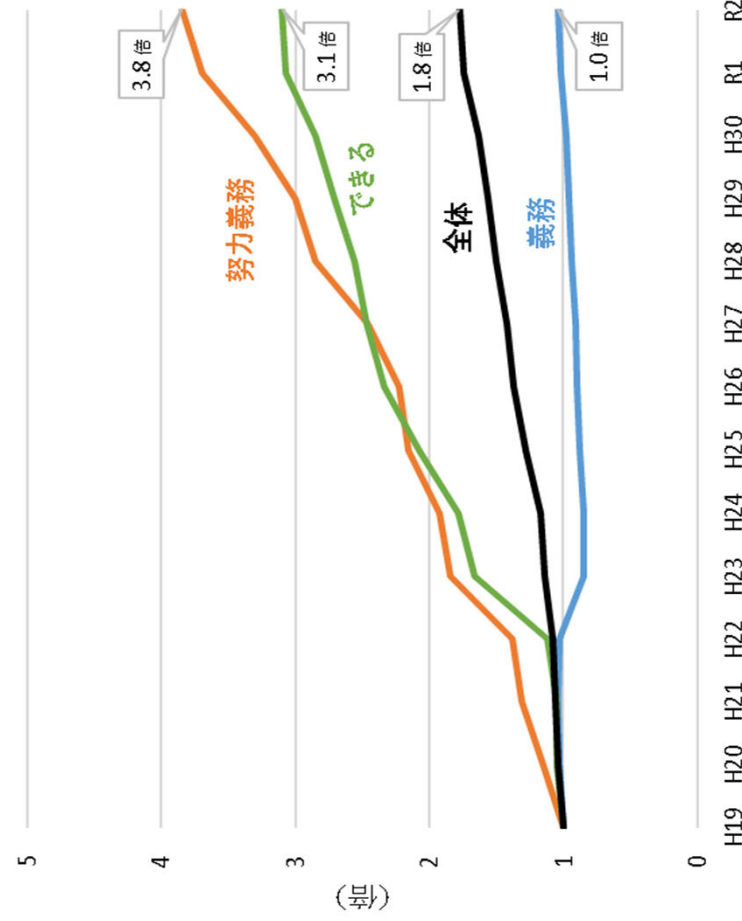
第2次勧告以降における条項数の増減の状況

(都道府県)



第2次勧告以降における条項数の増減の状況

(市町村)

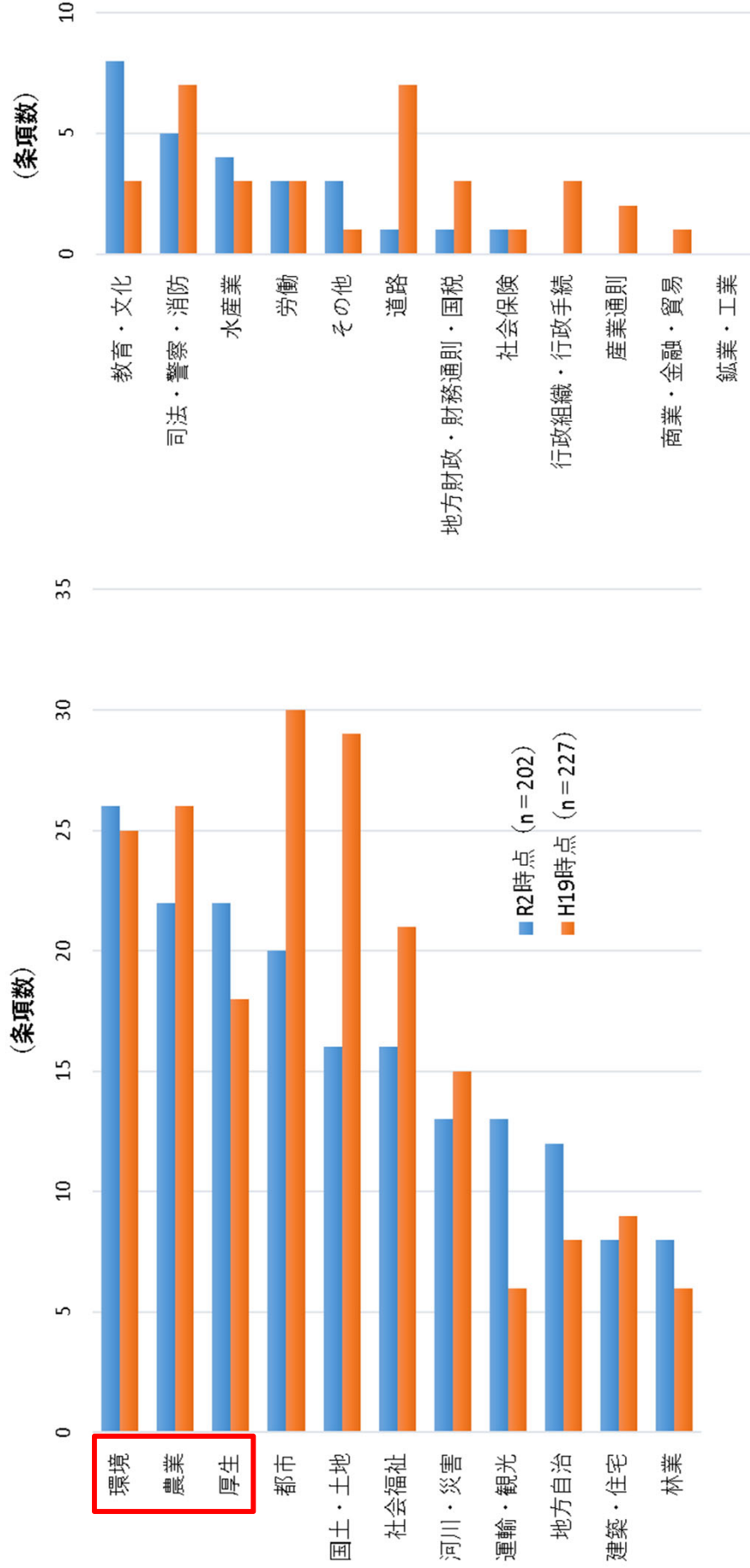


※ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告の基礎となった平成19年12月時点の条項数を基準に各年の条項数の倍率を算出したもの

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(5/6)

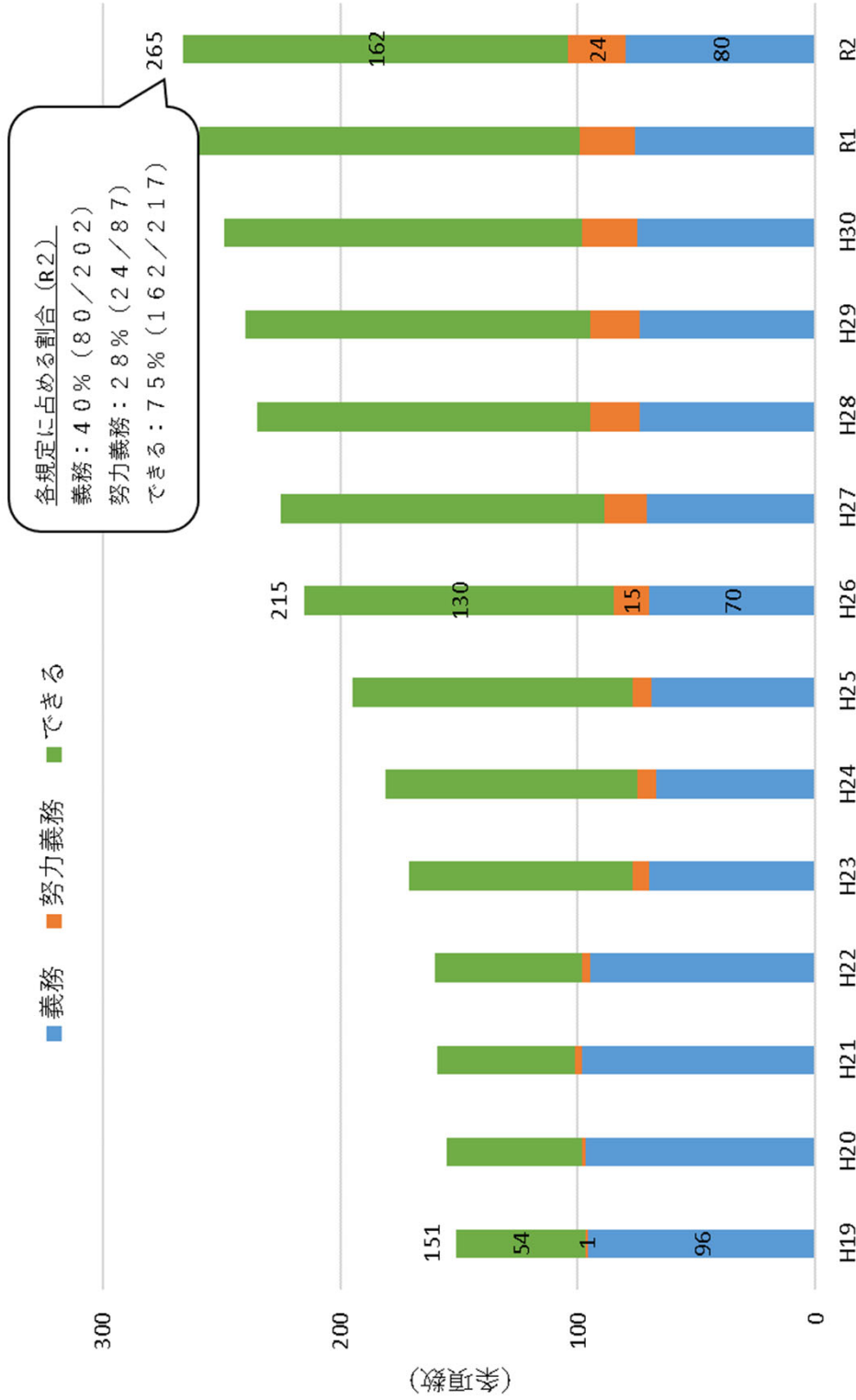
策定に関する義務規定の分野別条項数



計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(6/6)

財政支援等の要件とされている条項数とその割合



(R2時点)法令で財政支援等の要件とされている条項※数は、上記の義務80条項のうち77条項、努力義務24条項のうち18条項、「できる」162条項のうち156条項

※規定例(「努力義務」の例) 第X条 地方公共団体は〇〇計画を策定するよう努めなければならない。
 第Y条 国は〇〇計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができる。

計画の策定等に関する条項について

内容に関する条項について

- 計画等の内容に関する規定：全体1, 735条項^{※1}
(義務：1, 146条項 努力：233条項 できる：422条項)

(例)

- ✓ 計画等の策定に当たったての内容(盛り込むべき事項の記載)を義務付ける規定
- ✓ 計画等の期間に関する規定
- ✓ 計画等の内容に影響を与える規定(「●●計画は××方針に即して定めなければならない」等)

※1 例えば、1つの条項において一部の内容の記載を義務付け、一部の内容の記載を努力義務とする場合等があるため、「全体」と「義務／努力／できる」の内訳の合計は一致しない。

手続に関する条項について

- 計画等の手続に関する規定：全体1, 809条項^{※2、※3}
(義務：1, 415条項 努力：278条項 できる：299条項)^{※2}
 - 議決に係る規定：45条項^{※2}(義務：41条項 努力：0条項 できる：7条項)
 - 協議・調整・意見聴取・同意に係る規定：796条項^{※2}
(義務：713条項 努力：91条項 できる：92条項)
- 許可、認可、承認、認定に係る規定：112条項^{※2}(義務：73条項 努力：0条項 できる：39条項)
- 公示、公告、公表、閲覧・縦覧等に係る規定：523条項^{※2}
(義務：443条項 努力：205条項 できる：17条項)

※2 例えば、1つの条項において一部の手続を義務付け、一部の手続を努力義務とする場合等があるため、「全体」と「義務／努力／できる」の内訳の合計は一致しない。

※3 1つの条項において複数の手続について規定する場合があるため、「全体」と各手続の内訳の合計は一致しない。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集における計画策定等に係る提案募集の内容及び対応方針一覧

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
1	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法について定める「量の見込み」の算出にあって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。</p>	<p>5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目的に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目的に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
2	<p>都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止</p>	<p>5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とするこ と等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
4	<p>都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)(ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。</p> <p>これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>
5	<p>市町村障害(児)福祉計画の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)(ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。</p> <p>これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
6	<p>介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとされているところを、6年を一期として定めることとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関することは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(45) 介護保険法(平9法123)(x.iii) 介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効果的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
7	<p>地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充</p> <p>【重点事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 • 温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 • 国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定 	<p>5【環境省】</p> <p>(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(ii) 地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルデラを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>
8	<p>地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとする等の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県単位での計画の策定のみとする • 単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 	<p>5【環境省】</p> <p>(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(iii) 地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に固知する。 • 地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるとともに、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
9	<p>環境分野における各種計画策定の統合</p> <p>【重点事項】</p>	<p>気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統合などとの見直しを行うこと。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(i) 地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。))21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>
10	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>【重点事項】</p>	<p>「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>(i) 都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>
11	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」と統合するなど、規定を見直すこと。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)</p> <p>(i) 第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 • 措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) • (ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
12	<p>第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)</p> <p>(i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。</p> <p>・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないこと(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。</p> <p>【措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)】</p>
13	<p>農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)</p> <p>都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。</p>
14	<p>市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(2)土地改良法(昭24法195)</p> <p>(ii)市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。</p>
15	<p>地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(3)国土調査法(昭26法180)</p> <p>(i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
16	<p>流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和</p> <p>【重点事項】</p>	<p>2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。</p> <p>※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求め。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば、当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど) 地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化 	<p>5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (ii)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。 当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。 流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都府県に令和3年度中に通知する。
17	<p>下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるとき等は、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更に変更に該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求め。</p> <p>仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。</p>	<p>5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (iii)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
18	<p>住宅確保要配慮者円滑な居住を促進するための施策を定めることを見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑な居住を促進するための施策を定めることを見直し</p> <p>地方公共団体が住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大する場合には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることとされている。</p> <p>地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住宅生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑な居住を促進することとされている。</p> <p>地方公共団体の範囲を拡大する場合には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることとされている。</p> <p>地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住宅生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑な居住を促進することとされている。</p> <p>地方公共団体の範囲を拡大する場合には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることとされている。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112)</p> <p>都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住宅生活基本計画(住宅生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じた計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年度中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するよう方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>
19	<p>地方版総合戦略における数値目標やKPIの設定の不要化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版総合戦略において、数値目標やKPIの設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(4.数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定)、「6.総合計画等と地方版総合戦略との関係」等</p>	<p>5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】</p> <p>まち・ひと・しごと創生法(平26法136)</p> <p>都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
	<p>地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等（KPIの設定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理等）の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。</p> <p>具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。</p> <p>また、同手引p.6において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。</p> <p>ついでには、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。</p> <p>地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。</p>	<p>5【内閣官房(5)】(内閣府(17)) まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
21	<p>地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(12) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(iii) 地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。</p> <p>(iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>
22	<p>地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。</p> <p>もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(12) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>
23	<p>地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。</p> <p>もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(12) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>
24	<p>地域再生計画認定手続きの見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(12) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(ii) 地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直し。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
25	<p>地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。</p>	<p>5【消費者庁】</p> <p>(1) 消費者基本法(昭43 法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24 法61)</p> <p>(i) 地方版消費者基本計画並びに都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律10 条1 項及び2 項)については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体を明示しないこととする。 <p>【措置済み(地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状(令和2年度現況調査))】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii) 消費者基本計画(消費者基本法9 条1 項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9 条1 項)については、両者の対象期間を一致させるため、次期消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間について、消費者教育推進会議の意見を聴いた上で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26	<p>市町村農業振興地域整備計画の変更に係る制度改正</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律第11 条に基づき市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(11) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44 法58)農用地利用計画の案に対する異議の申出(11 条3 項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
27	<p>河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和</p>	<p>河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(13) 河川法(昭39 法167)</p> <p>河川整備基本方針(16 条1 項)及び河川整備計画(16 条の2 第1 項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10 条の2 第2 号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10 条の3 第2 号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数の水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
28	農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であること、明確化	植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動植物の防除について、「要綱」というが示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。	5【農林水産省】 (4)植物防疫法(昭25 法151) 農作物有害動植物防除実施要綱(昭47 農林水産事務次官)で都道府県の行う防疫(29 条から33 条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)]
29	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。)と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。)の様式を統一することを求める。	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26 法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。